

日本病理学会中国四国支部 内規

平成10年3月5日制定
平成15年7月5日一部改正
平成24年6月23日一部改正
平成26年6月14日一部改正
平成27年6月27日一部改正
令和2年2月22日一部改正
令和2年11月28日一部改正

第1章 総 則

- 第1条 この内規は、一般社団法人日本病理学会(以下、日本病理学会、という)定款第26条に基づき、中国四国地区の日本病理学会支部の構成、運営及び支部長の選出に関して必要な事項 を定める。
- 第2条 本支部は、日本病理学会中国四国支部と称する。
- 第3条 本支部の事務局は、支部長の定める機関に置く。
- 第4条 本支部は、日本病理学会の中国四国支部として病理学の進歩・発展を目指し、特に病理診断学の精度向上とその実践を通じて医療に貢献する。また、病理学に関連する分野の 進歩・普及に寄与し、併せて会員の社会的地位の向上や親睦を図ることを目的とする。
- 第5条 本支部は、前条の目的を達成するために、学術集会および総会を開催する。

第2章 会 員

- 第6条 本支部に属する構成員を会員と称し、一般会員、特別会員、準会員および機関会員とする。
2. 日本病理学会会員で中国四国支部の所在地区に勤務する者は、自動的に本支部の一般会員となる。
 3. 特別会員は、本支部に貢献し、幹事会の推薦により総会の承認を得た者とする。
 4. 準会員とは、学生、外国人短期留学生、臨床検査技師、他学会会員等で本支部の活動に参加を希望し、一般会員の推薦により幹事会で承認された者とする。
 5. 特別会員と準会員は、本支部のみに属し、本支部会報などの資料の配布を受けるが、本支部の議決および支部長選挙に参加しないものとする。
 6. 機関会員は、本支部の目的に賛同して入会した団体とする。

第3章 役員及び会議

- 第7条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 1 名 (支部長が必要と認めたとき)

(3) 幹事 4 名

(4) 監事 1 名

2. 役員は中国四国支部の一般会員の中から選任する。
3. 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補充または増員により選任された役員の任期は、前役員または現役員の残留期間とする。
4. 支部長は日本病理学会役員(理事・監事)規程第7条、ならびに日本病理学会支部運営指針により規定され、本内規第10条によって定められた方法により選出する。
5. 副支部長・幹事は、支部総会の承認を得て、支部長が委嘱する。
6. 幹事は、業務遂行上必要な小委員会を設けることができるものとする。
7. 監事は、支部長が委嘱し、総会にて報告する。
8. 役員の併任はこれを妨げない。ただし、監事は他の役員を兼ねることはできない。

第8条 役員の役務は、次のとおりとする。

1. 支部長は部務を総括し、本支部を代表する。また、日本病理学会役員(理事・監事)規程により日本病理学会理事に選出される。
2. 副支部長は支部活動全体を通じ、幹事は、庶務・会計、学術、病理業務、広報その他の業務を分担し、それぞれ支部長を補佐する。
3. 支部長及び幹事は、幹事会を構成し、支部運営に必要な事項を協議し、議題、議案等を総会に提出する。
4. 支部長は、総会において、次の事項を報告し承認を得なければならない。
 - a. 事業計画ならびに事業報告、収支予算決算
 - b. 財産目録
 - c. その他幹事会で必要と認めた事項
5. 監事は、本支部の経理会計並びに業務の執行状況を監査する。
6. 支部長に事故ある時は、副支部長または支部長から委嘱された幹事がこれに当たる。

第9条 総会

1. 一般会員は、総会を構成し、支部運営に必要な事項を協議し、議題、議案等を審議する。
2. 総会の議長は、総会開催時の学術集会を開催する機関の代表者(会長)、または支部長とする。議決は、出席一般会員の過半数の賛同によって行う。

第4章 支部長の選出

第10条 支部長の選出は次のとおり行う。

1. 日本病理学会役員選出方法指針に基づき、支部長は郵便による無記名投票によって選出する。
2. 支部長選挙は、日本病理学会事務局からの郵送によって行う。投票は1名单記とする。
3. 被選挙権者は、就任時年度内の年齢が63歳以下の日本病理学会中国四国支部の一般会員とする。
4. 選挙権者は、日本病理学会中国四国支部の一般会員とする。

5. 日本病理学会役員選挙管理委員会は開票後、最高得票者を当選者と決定する。
6. 支部長と全国区選出理事に重複して選出された場合は、支部長を優先する。ただし、支部長が後に理事長に選出された場合は、支部長には次点者を繰り上げて当選者とする。

第5章 支部の運営および会費

- 第11条 本支部においては、個人会費を徴収しない。
2. スライドカンファレンス標本配布機関には、年会費(6,000 円)を徴収する。
- 第12条 本支部の運営には日本病理学会から支給される支部運営費を充てる。
- 第13条 学術集会の開催にあたっては、参加費を徴収し、これを集会の運営費とする。

第6章 会 計

- 第14条 庶務・会計担当幹事がこれを管理する。予算および決算は総会の承認を得なければならない。
- 第15条 財産は、郵便貯金、または銀行預金とし事務局内に保管する。
- 第16条 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の 3月31日に終わる。
- 第17条 会計報告を日本病理学会本部に提出する。

第7章 補 則

- 第18条 幹事の業務内容は、以下のとおりとする。
1. 庶務・会計：支部長を補佐し、会務全般の運営を担当するとともに支部会計を担当する。
 2. 学術：支部における学術活動の立案、運営を担当する。
 3. 病理業務：各医療機関や衛生検査所における病理医の動向、業務内容に関する情報の収集や分析、精度管理、コンサルテーションネットワーク、地方公共団体との折衝などに携わる。
 4. 広報：支部会員への連絡、会報の発行などに携わる。
- 第19条 本支部で行う学術集会は、診断病理学に関するものを主とし、これに関連する基礎的研究、病理技術、医療関係制度、医学教育、一般市民への啓発などを主題とするものも取り入れて行うものとする。
1. スライドカンファレンス
 2. 診断病理に関する講演会

3. 診断病理に役立つ基礎研究を含む講演会
4. 病理技術に関する講習会
5. 医療制度や保険制度あるいは医学教育に関する講演会や討論会
6. 一般市民の啓発を図る講演会など
7. その他

2. 学術集会への参加資格は原則として日本病理学会員とする。ただし、学術的な観点からの参加の場合はこの限りではない。

第20条 本内規の改廃は、総会において出席一般会員の過半数の決議による。

第21条 各委員会の委員は、10名前後とし、各担当の幹事がこれを推薦し、支部総会の承認を得て、支部長が委嘱することとする。推薦にあたっては、地域、大学や病院等の施設、専門分野等に配慮し、広く人材を求め、意見の交換・活動が活発に行われるように努める。

付則

1. 本内規は平成10年6月27日より実施する。
2. 平成15年7月5日、一部改正。
3. 平成24年6月23日、一部改正。
4. 平成26年6月14日、一部改正。
5. 平成27年6月27日、一部改正。
6. 令和2年2月22日、一部改正。
7. 令和2年11月28日、一部改正。